

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

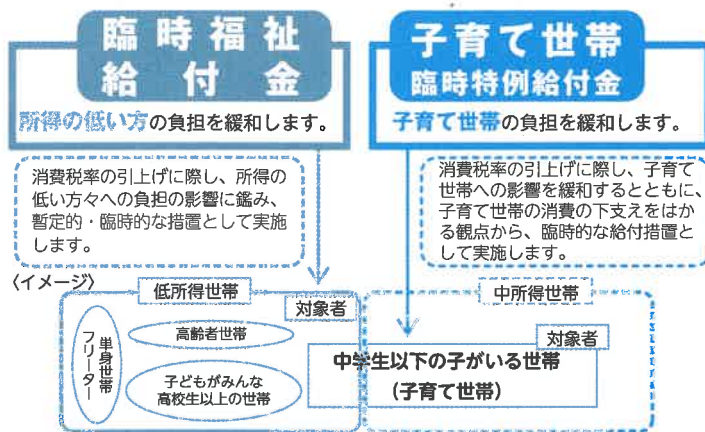
7月1日から申請受付開始します

4月1日から消費税が8%に引き上げられましたが、子育て世帯や所得が低い方への負担を緩和する目的で、2つの給付措置を実施します。

平成26年1月1日時点で住民票が大山町にある方が対象です。

該当する可能性のある方には、「臨時福祉給付金」は税務課から、「子育て世帯臨時特例給付金」は住民生活課から申請書を送付させていただいております。

給付金の判定には、所得の確認が必要となりますので、平成26年度住民税の申告がまだの方は、申告が必要です。



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

支給要件

臨時福祉給付金

支給対象者 平成26年度分の住民税が課税されていない方。ただし、扶養している方が課税されている場合・生活保護の受給者である場合などは除きます。

支給額 1人につき 10,000円
右記の方には《加算対象者》として、1人につき 5,000円を加算

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者 次のどちらの要件も満たす方が対象です。
①平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童・生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

支給額 対象児童1人につき10,000円
公務員の方へ：職場から交付される、子育て世帯臨時特例給付金申請書と児童手当受給証明書をご持参ください。

●老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者^{※1}

●児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など^{※2}

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

◆申請先
住民生活課、各支所総合窓口課

◆申請期間
平成26年7月1日(火)
～9月30日(火)

◆問い合わせ先
住民生活課
☎0859-54-5210